

貴自治体名 東三河広域連合

懇談日時 11月18日(木)午後1時00分～3時00分

懇談会場 豊橋市職員会館2階201会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

## 2021年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課(介護保険課) 電話(0532-26-8462) FAX(0532-26-8475)

メールアドレス(kaigohoken@union.higashimikawa.lg.jp)

(1) 第8期介護保険事業計画の保険料(第1号被保険者)を決めるに際し、取り崩した前期の介護給付費準備基金の状況についてご記入ください。

2020年度末の準備基金残高 (見込み) (A)	第8期保険料策定にあてて取り崩した準備基金(B)	取り崩し割合(B) / (A) (小数点第1位まで)
<b>5,625,780 千円</b>	<b>取崩予定額 3,500,000 千円</b>	<b>62.2%</b>

(2) 介護保険料の独自減免制度 → 2021年4月以降の変更は ( )ある (○)ない  
※2021年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

### ①低所得者への保険料減免制度

1) 保険料の市町村独自の低所得者への減免制度がありますか。

(○)ある ( )ない

2) 低所得者減免がある場合、その内容をご記入ください。(2021年4月1日現在)

・減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

#### 1. 対象者要件

所得段階が第3段階で、次の①から⑥のいずれにも該当する方

①市町村民税を課税されている方と生計を同じくしていないまたはその方から生活援助を受けていないこと。

②課税世帯の方の市町村民税の控除対象者となっていないこと。

③自らの居住の用に供する土地、家屋以外の土地または家屋を所有していないこと。

④介護保険料を滞納していないこと。

⑤健康保険の被扶養者となっていないこと。

⑥世帯の前年の収入が120万円(世帯員が1人増えるごとに35万円を加算)以下であること。

#### 2. 減免額

第2段階の保険料年額へ減額

・保険料の全額免除はありますか。

(○)ない ( )ある

・資産保有による制限はありますか。

( )ない (○)ある

・保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。

(○)ない ( )ある

・申請は必要ですか。

(○)必要 ( )不要

3) 低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2019年度	2020年度
保険料減免件数	<b>147 件</b>	<b>4 件</b>
保険料減免の金額実績	<b>649,523 円</b>	<b>12,205 円</b>

### ②収入減少を理由にした保険料減免制度

1) 収入減少を理由にした保険料減免制度がありますか。(コロナ関係の減免は除く)

(○)ある ( )ない

2) ある場合、2021年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

#### 1. 対象者要件

次の①から③までの要件のいずれかに該当する方で、減免の申請をした日の属する年における合計所得金額世帯合算額の見積額とその前年における合計所得金額世帯合算額に対する割合が10分の5未満の方、かつ減免の申請をした日の属する年の前年(1月から3月の場合は前々年)における合計所得金額世帯合算額が300万円以下の方

①主たる生計維持者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことによりその者の収入が著しく減少したとき。

②主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。

③主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき。  
**2. 減免内容(金額・割合)**  
 減免の申請をした日以後6月以内に到来する普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払が行われる日に係る保険料のうち、徴収猶予又は減免の申請をした日が属する年度中の普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払が行われる日に係る保険料の10分の5に相当する額

3)ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

質問項目	2019年度	2020年度
保険料減免件数	3 件	0 件
保険料減免の金額実績	59,195 円	0 円

4)コロナ関係の減免の適用実績をご記入ください。

質問項目	2020年2月～3月	2020年度
保険料減免件数	251 件	272 件
保険料減免の金額実績	2,302,759 円	14,735,592 円

(3) 保険料滞納の状況と処分件数について

質問項目		2019年度	2020年度
保険料滞納者数	保険料滞納者実人数	3,594	3,411
	保険料滞納者延べ件数	(調定件数) 20,919	(調定件数) 22,044
保険給付の制限	償還払い人数	49	46
	保険給付の一時差し止め人数	0	0
	3割負担人数	69	75
財産差押え	差押え実人数	0	0
	差押え件数合計	0	0

(4) 介護保険利用料の独自減免制度 → 2021年4月以降の変更は ( )ある (○)ない

※2021年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

①利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

( )ある → 実施年月( )年( )月 (○)ない

②市町村独自の利用料減免がある場合、その内容をご記入ください。(2021年4月1日現在)

1)減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

--

2)訪問介護利用料の助成割合 ( )

3)居宅サービス利用料の助成割合 ( )

4)施設サービス利用料の助成割合 ( )

5)利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ( )ない ( )ある

※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

③低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2019年度	2020年度
利用料減免件数	件	件
利用料減免の金額実績	円	円

(5) 特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。

①特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。( 265 )人(2019年6月現在)

②要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。

(○)把握している → 入所者数( 173 )人 待機者数( 39 )人 (2019年6月現在)

( )把握していない

(6) 施設サービス基盤整備

①特別養護老人ホーム等の整備状況について

※( )カッコ内には新規施設数、新規定員数を再掲してください。

	第7期	第8期
--	-----	-----

	計画		実績		計画	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
特別養護老人ホーム	29 (1)	2,512 (100)	29 (1)	2,512 (100)	29 (0)	2,512 (0)
介護老人保健施設	18 (0)	1,638 (0)	17 (0)	1,620 (0)	17 (0)	1,620 (0)
認知症グループホーム	68 (3)	1,206 (54)	69 (2)	1,233 (36)	74 (5)	1,323 (90)
特定施設入居者生活介護事業所	13 (0)	630 (0)	13 (0)	630 (0)	13 (0)	630 (0)

※特別養護老人ホーム及び特定施設入居者生活介護事業所については、地域密着型施設を除く。

②サービス付き高齢者住宅等の設置状況について(2021年3月末現在)

	施設数	定員	入居者数
サービス付き高齢者住宅	不明	不明	不明
住宅型有料老人ホーム	不明	不明	不明

※サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホームは介護保険外施設であるため、東三河広域連合では設置状況を把握していない。

(7)介護施設の夜勤形態について

①職員の夜勤時の就労形態はどのようになっていますか。施設種別ごとにご記入ください。

	設置施設数	2交替(12時間以上の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム	30	不明	不明	不明	不明
介護老人保健施設	17	不明	不明	不明	不明
グループホーム	69	不明	不明	不明	不明
小規模多機能	13	不明	不明	不明	不明
看護小規模多機能	6	不明	不明	不明	不明
短期入所	74	不明	不明	不明	不明

②上記施設の内、夜勤配置人員が1名になる場合がある施設数をご記入ください。(たとえ1病棟・1フロア・1ユニットであっても、実態があれば数えてください。なお、同じシフトで働くスタッフの休憩時に1人になる場合も含まれます。)

	2交替(12時間以上の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム	不明	不明	不明	不明
介護老人保健施設	不明	不明	不明	不明
グループホーム	不明	不明	不明	不明
小規模多機能	不明	不明	不明	不明
看護小規模多機能	不明	不明	不明	不明
短期入所	不明	不明	不明	不明

(8)総合事業

①総合事業の対象者数をお答えください。( 857 )人

②総合事業の事業所数・利用人数 **ただし、通所型サービスCは[市町村回答]**

※事業所数は各年4月1日現在、利用者数は月平均(2021年度は4～6月の平均)をご記入ください。

サービス	事業所数		利用人数	
	2020年	2021年	2020年度	2021年度
現行の訪問介護相当の訪問介護	101	104	1,597	1,594
生活支援型訪問A(緩和した基準)	26	25	117	111
現行の通所介護相当の通所介護	240	243	3,544	3,551
通所型サービスA(緩和した基準)	34	34	278	308
通所型サービスC(短期集中予防)				

③総合事業における通所サービスについて、利用期間制限のあるものはありますか。 **[市町村回答]**

( )ある ( )ない その他( )

→ある場合

1)そのサービスの名称:( )

2)制限期間の数字をご記入ください。

・( )週間で終了

・( )週間後、クール期間( )週間を経て継続、( )週間で終了

(9)住宅改修・福祉用具などの受領委任払い制度 (該当に○印を付し、実績などをご記入ください)

質問項目	実施予定なし	検討中	実施している	実施年月日	2020年度実績
住宅改修	○				件
福祉用具	○				件
高額介護サービス	○				件

(10)介護保険事業計画策定委員会

①計画策定委員会の公開 (○)公開している ( )公開していない

②計画策定委員会の公募枠

第8期計画策定委員会(実績) ( )ない (○)ある → ( 1 )人

第9期計画策定委員会(予定) ( )ない (○)ある → ( )人 (○)未定

(11)高齢者福祉施策 **【市町村回答】**

①高齢世帯などへのゴミ出し、安否確認、日常生活支援、買い物支援の実施状況をご記入ください。

支援内容	実施	事業の主体		
		( )自治体	( )新総合事業	( )その他事業
ゴミ出し援助	有・無	担い手		
安否確認・見守り	有・無	担い手		
日常生活支援	有・無	担い手		
買い物支援	有・無	担い手		

※事業の主体が複数ある場合、代表的な事業を記入の上、その他事業がわかる資料を添付ください。

②高齢者や障害者への外出支援施策について、該当項目に○印を付し必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	( )実施している ( )していない ( )検討中		
	地域巡回バスの名称			
	利用料	高齢者( )歳以上( )円、障害者( )円 一般( )円、子ども( )歳～( )歳( )円		
	その他特記事項			
	2020年度の運行実績			
タクシー代助成	実施の有無	( )実施している ( )していない ( )検討中		
	各対象者の要件及び助成内容			
	対象者	助成要件	2020年度の助成実績	
	高齢者		( )人	
	障害者		( )人	
要介護認定者		( )人		
高齢者運転免許自主返納者への外出支援の施策	実施の有無	( )実施している ( )していない ( )検討中		
	内容			

③高齢者向けの健康体操・脳トレ健康体操などの事業主体とその内容についてご記入ください。

事業名	事業主体	事業内容	補助金の有無と金額

④サロン・認知症カフェなど高齢者のたまり場事業の担い手とその内容についてご記入ください。

事業名	担い手	事業内容	補助金の有無と金額

⑤加齢性難聴者への補聴器助成がある場合、事業名、対象者、助成額、助成実績をご記入ください。

事業名	対象者	助成額	2020年度助成実績 (人数・金額)
			人 円

(12)介護認定者の障害者控除の認定について **【市町村回答】**

- ①認定書の発行枚数実績は → 2019年度( )枚、2020年度( )枚
- ②介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。  
 申請書を送付している → 2019年度( )件、2020年度( )件  
 認定書を送付している → 2019年度( )件、2020年度( )件  
 自動的に送付していない
- ③認定書の発行の要件(複数回答可)  
 介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に該当する  
 介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に該当する  
 介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している  
 要介護認定を受けていない者に対しては、医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している  
 その他、次のような方法で判断している( )

以下、介護保険関連のみ

7. 障害者施策 担当課( )電話( )FAX( )  
 メールアドレス( )

(5)介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件 **【市町村回答】**

- 介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない時
- 何らかの条件を設けている。  
 要支援の該当者は、上乗せができない。  
 障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)  
 介護保険の要介護度が要介護5の者  
 介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

※上記の条件の根拠を詳しくご記入ください。